

令和元年 12 月 12 日

外食・中食関係団体 御中

農林水産省食料産業局  
食文化・市場開拓課外食産業室

### マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

貴団体におかれては、平素から農林水産行政にご理解いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（別添2。以下「骨太方針」という。）においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」 「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、内閣官房から「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の要請について」依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴団体の従業員及び会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

- 1 会員事業者に対する呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用ください（別添）。

通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう作成しています。御自由に御活用ください。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただ

いて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

2 通知の発出に当たっては、別添のチラシのほかに、以下の HP に掲載する資料等の広報素材を適宜ご利用ください。

- ・チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」
- ・ <https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html>